令和7年4月

更新申請者向け

# 認定医各位

MAMISの稼働スケジュールの変更について（認定医関連）

平素よりお世話になっております。

日本医師会よりMAMIS（医師会会員情報システム）の稼働スケジュールの変更について連絡がありました。詳細は下記のとおりですので、ご留意のほどよろしくお願いいたします。

記

【スケジュールの変更点】

4月7日実装

①4月1日以降に受講した研修会で取得した単位確認

②有効期間・登録情報の確認

③登録情報の変更

④新規・更新申請手続き

4月7日実装

①4月1日以降に受講した研修会で取得した単位確認

②有効期間・登録情報の確認

③登録情報の変更

５月下旬～６月初旬実装

④新規・更新申請手続き

【スケジュール変更後の対応方法】

**◎長野県医師会員**　（申請締切）ご所属の郡市医師会までお問合せください。

①有効期限が令和7年5月までの認定医  
従来どおり、3枚複写の更新申請書の訂正部分を記入いただき、「個人控」を除く2枚をご所属の郡市医師会にご提出ください。  
お手元に3枚複写の更新申請書がない場合は再発行が可能です。

②有効期限が令和7年7月の認定医  
4月中旬目安にお送りする「登録情報」（1枚紙で、3枚複写の更新申請書に代わるもの）の訂正部分を記入いただき、お手元にコピーを残したうえ、原本を郡市医師会にご提出ください。

**◎長野県医師会非会員**　（申請締切）令和7年5月1日 県医師会必着

①有効期限が令和7年5月までの認定医  
従来どおり、3枚複写の更新申請書の訂正部分を記入いただき、「個人控」を除く2枚を長野県医師会にご提出ください。  
お手元に3枚複写の更新申請書がない場合は再発行が可能です。

②有効期限が令和7年7月の認定医  
4月中旬目安にお送りする「登録情報」（1枚紙で、3枚複写の更新申請書に代わるもの）の訂正部分を記入いただき、お手元にコピーを残したうえ、原本を長野県医師会にご提出ください。

1. ②共通

認定産業医は産業医学研修手帳を、認定スポーツ医は再研修会修了証の写し及び実践活動に係る書類を、審査・登録料（10,000円）を添えてご提出ください。

※有効期間内に単位を取得している場合、更新申請時期に従来6か月の猶予期間を設けていますが、申請方法変更の影響を鑑み、当面の間猶予期間を12か月に延長いたします。また、認定産業医のコロナ特例の終了時期については変更ありません。

【お問い合わせ先】

長野県医師会

TEL 026-219-3600

以上